

議案第 2 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

(36) 学校運営協議会委員	年額 4,000円
----------------	-----------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校運営協議会の設置に伴い、当該協議会の委員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものであります。